

## 新高級鵜飼観覧船デザイン・施工等業務委託 事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

持続可能な鵜飼観覧船事業を目指す上で、事業の高付加価値化を推進し、「ぎふ長良川の鵜飼」のブランド強化及び観覧船顧客層の拡大（富裕層の獲得）を図るため、既存の高級鵜飼観覧船を上回る体験を提供できるコンテンツとして、フラッグシップとなる新たな高級鵜飼観覧船（以下「新造船」という。）を新造し就航させるためのデザイン、設計、施工等を行う業務委託事業者の選定を公募型プロポーザル方式により、公平かつ適正に実施するために、必要な事項を定めるものである。

### 2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名：新高級鵜飼観覧船デザイン・施工等業務委託
- (2) 業務の内容：別紙「新高級鵜飼観覧船デザイン・施工等業務委託基本仕様書（以下「基本仕様書」という。）」参照  
※基本仕様書の内容は現時点の予定であり、契約候補者選定後の打合せにより変更する場合がある。
- (3) 期 間：契約締結日から令和 8 年 3 月 23 日（月）まで
- (4) 選 定 方 法：公募型プロポーザル方式
- (5) 契 約 者 数：1 者
- (6) 予 定 価 格：28,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 参加資格等

#### (1) 条件

本プロポーザルへの参加に当たり、次に掲げる条件を全て満たしている必要がある。

なお、参加については単独又は複数が共同で応募することができる。ただし、複数  
が共同で応募する場合（以下「共同体」という。）は代表構成員 1 者を選定すること。

代表構成員は共同体の代表として市との連絡窓口となる。なお、事業者登録してい  
ない法人は、共同体の構成員となることはできるが、代表構成員となることはできな  
い。

また、共同体の全構成員が、次に掲げるア～オの条件を全て満たし、共同体の構成  
員全体で、カの条件を満たしていなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこ  
と。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立  
て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の  
申立てがなされていないこと。

ウ 本プロポーザルに係る提出書類を提出した日から契約締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和 62 年 3 月 27 日決裁）の規定に基づく資格停止措置を受けていないこと。

エ 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 23 年 3 月 31 日決裁）第 3 条に規定する排除措置の対象となるものでないこと。

オ 市町村税を滞納していないものであること。

カ 旅客の用に供する輸送手段（船舶、車両、列車等）の新造若しくは改造又は観光に関連する施設（宿泊施設、飲食施設等）の新築若しくは改装において、設計施工又は設計の実績を 1 件以上有するものであること。

## (2) 共同体に関する事項

各構成員が、本プロポーザルに参加する単独又は共同体のうち、他のいずれにも重複して所属していないこと。

## (3) スケジュール

	内 容	期 間
1	募集期間（公告期間）	令和 7 年 10 月 1 日（水）から 令和 7 年 11 月 7 日（金）まで
2	現地説明会の 参加申込期間	令和 7 年 10 月 1 日（水）から 令和 7 年 10 月 10 日（金）正午まで
3	現地説明会	令和 7 年 10 月 14 日（火）※時間は、別途通知する。
4	質問の受付期限	令和 7 年 10 月 20 日（月）まで（必着）
5	質問の回答	令和 7 年 10 月 24 日（金）
6	参加表明書兼誓約書及び 提案者情報書の受付期間	令和 7 年 10 月 1 日（水）から 令和 7 年 10 月 27 日（月）まで
7	提出書類の受付期間	令和 7 年 10 月 1 日（水）から 令和 7 年 11 月 7 日（金）正午まで（必着）
8	審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 11 月 11 日（火）（予定）
9	審査結果	契約候補者の選定後、速やかに提案者に通知する。
10	契約の締結	令和 7 年 11 月中旬（予定）

※日程は、本市の都合により変更する場合がある。

## 4 提出書類等

### (1) 参加表明書等の受付

本プロポーザルに参加するものは、①参加表明書兼誓約書（様式 1）及び②提案者

情報書（様式 2）を併せて事務局まで提出すること。また、共同体で参加する場合は、①参加表明書兼誓約書（様式 1-2）及び②提案者情報書（様式 2-2）を用いること。なお、これらの書類の提出により、本プロポーザル実施要領の記載事項に同意したものとみなす。

参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式任意。代表者印及び辞退理由の記載を必須とする。）を提出すること。

ア 提出書類（1 応募者につき 1 提案とする。）

① 参加表明書兼誓約書（様式 1、様式 1-2）

（別紙）暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書

※共同体で応募する場合は、全ての構成員が提出すること。

② 提案者情報書（様式 2、様式 2-2）

（別紙）会社業務受注実績調書

※業務実績の内容が確認できる契約書等の写しを添付すること。

③ 配置予定技術者の経歴等【統括責任者】（様式 3）

【業務主任者】（様式 3-2）

④ 経費見積書（様式 4）

（別紙）経費見積内訳書

※共同体で応募する場合は、代表構成員が共同体名を付して提出すること。

⑤ 企画提案書（様式任意）

⑥ 業務実施スケジュール（様式任意）

※ 各様式は、岐阜市ホームページにおいて入手可能

イ 提出部数

- ・ ①及び②の書類 それぞれ 1 部ずつ提出すること。
- ・ ③から⑥までの書類 インデックスを付け、番号順に並べ 2 部提出すること。
- ・ ⑤及び⑥の書類 それぞれ 5 部ずつ提出すること。

(2) 提出書類に係る留意事項

ア 提案者情報書について

本業務を実施するに当たり、関係する分野における設計施工又は設計の実績を 1 件以上、最大 5 件まで明記すること。なお、施工のみの実績がある場合は、1 件以内を記載すること。

※ 設計施工又は設計の実績について、原則として時期を問わないが、平成 27 年以降の実績を 1 件以上含むこと（施工のみの実績はこの限りでない。）。

イ 企画提案書について

基本仕様書に基づき、企画提案のコンセプトを示すとともに、新造船のデザインパス及びアピールポイントを提案し、その特長、機能等を分かりやすく記載すること。

企画提案書は、A4 版、片面 15 枚以内、左上 1 ケ所綴じの印刷物とし、提案者を

識別でき得る情報（社名、ロゴ等）は記載しないこと。

企画提案には、それぞれ次の項目を必ず明記すること。

① 設計施工又は設計、施工実績の内容

会社業務受注実績調書に記載した業務について、施工前後の内外装が確認できる写真等を添付すること。添付する写真等には物件名を明記し、新造、改造等によって得られた効果を簡潔に記載すること。

ただし、提案者を識別でき得る情報（社名、ロゴ等）は記載しないこと。

② デザインパース及びアピールポイント

基本仕様書の、5 業務内容に基づき、「乗る」、「食べる」、「見る」及び「おもてなし」の全てにおいて既存の高級鵜飼観覧船を上回る乗船体験を実現できるデザインと工夫について提案すること。

③ 実施体制

デザイン、設計施工等の担当者や業務主任者など役割分担を示した資料

ウ 業務実施スケジュールについて

業務遂行に当たり、余裕を持ったスケジュール案を提案すること。なお、施工を行う場所についても明記すること。

エ 経費見積書について

本業務に係る経費を全て含むこと。また、業務遂行には図面（デザイン図、平面図及び立面図）の作成が必要となるため、経費見積書作成に当たって留意すること。なお、内訳は可能な限り詳細に記載すること。

(3) 提出書類の取扱い

ア この実施要領を含む本プロポーザルに係る全ての書類については、本プロポーザルにおける提案目的以外による使用、複製及び転載を禁止する。

イ 受付期間後は、本市の同意なく提出書類に記載された内容を変更することは認めない。

ウ 提出された書類は一切返却しない。

エ 提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

オ 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

カ 提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和 60 年岐阜市条例 28 号）に基づく公開請求により公開する場合がある。

キ 提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限る。また、提出書類の内容について、別途確認する場合がある。

## 5 提出方法

提出書類は受付期間内に事務局へ郵送し、又は持参すること（電子メールでの提出は、受理しない。）。なお、持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間（正午か

ら午後 1 時までを除く。) に行うこと。

## 6 現地説明会

日時：令和 7 年 10 月 14 日（火）午前 9 時から午後 5 時まで

※1 者当たり 1～2 時間程度を予定（時間等は、後日通知する。）

場所：鵜飼観覧船造船所

1 者につき 2 名程度の参加とし、参加を希望する場合は、令和 7 年 10 月 10 日（金）正午までに、事業者名及び参加人数を、本実施要領 10 に記載の電子メールアドレスに送信すること。事務局から同日午後 3 時までに「受信確認」の電子メールを返信することとする。事務局からのメールが確認できない場合は、同日午後 5 時までに電話にて確認を行うこと。

## 7 質問受付及び回答

### (1) 質問方法

質問受付期間内に、質問書（様式 5）を事務局あてに電子メールにより提出すること。その際の件名は、「公募型プロポーザルに関する質問」とすること。

### (2) 質問受付期間

令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 7 年 10 月 20 日（月）まで

質問に対する回答は、質問者を伏せた形で本市ホームページに掲載する。

なお、事業者選定に公平性を保てないと認められる内容の質問がある場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答をもって、実施要領等の追加又は修正をしたものとする。

### (3) 質問回答日

令和 7 年 10 月 24 日（金）

## 8 契約候補者の選定方法等

### (1) 契約候補者の選定

契約候補者は、次の手順により選定する。

ア 本市が設置する「新高級鵜飼観覧船デザイン・施工等業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、提案内容に係るプレゼンテーションを実施する。審査委員会の各委員が評価基準に基づき採点し、合計点数を決定する。

※参加者多数の場合は、提出書類をもって一次審査を行う場合がある。

イ 審査における最低基準点は、各審査委員の持ち点（120 点満点）合計の 6 割とし、提案者の全てがこの基準を満たさない場合は、再度公募を行う。提案者が 1 者の場合は、最低基準点を満たした際に、契約候補者として選定する。なお、提案者が 2

者以上の場合、審査委員会において、最低基準点を満たした者のうち算出した評価値が最も高い一者を最優秀者として選定し、その事業者を当該業務に係る随意契約の契約候補者とする。ただし、最優秀者との協議が不調となった場合は、最低基準点を満たした次順位者を随意契約の契約候補者とする。

ウ 契約候補者選定後、本市と契約候補者は、仕様書等の内容を協議し、業務内容を確定した上で、岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）その他法令等の定めるところにより契約を締結する。

ただし、審査により最優秀者が決まった後に、当該契約候補者に本プロポーザルにおいて失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、最低基準点を満たした次順位者と契約締結の交渉をする。

## (2) 審査（プレゼンテーション）

ア 開催日

令和7年11月11日（火）（予定）

イ 内容

① 持ち時間は、各提案者1者につき、企画提案15分及び質疑応答10分とする。ただし、参加者数によっては、プレゼンテーションの持ち時間等を変更（短縮）する場合がある。

② 出席者は、業務主任者を含む3名以内とする。

③ プレゼンテーションの実施順序は、参加表明の受付順とする。また、プレゼンテーションの実施時間等の詳細は、後日、文書にて通知する。

④ プレゼンテーション実施に当たり使用する備品等は、全て提案者で用意することとし、使用する備品等については、事前に報告すること。

なお、プロジェクター、スクリーン及びコンセント1か所については、本市で用意する。パソコンは、提案者側で用意すること。また、プレゼンテーションにおいて追加資料及び企画提案書等に記載していない新たな情報の使用は認めない。

## (3) 審査委員会の運営

審査委員会は、委員4名で組織する。

## (4) 評価基準

ア 評価項目及び配点構成は、別紙「評価項目一覧表」のとおりとする。

イ 「価格評価」は、次の算出式を用いて行う。

価格点 =  $10 \times (\text{予定金額} - \text{見積金額}) / \text{予定金額}$

※小数点第1位まで（小数点第2位を四捨五入）

## (5) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、速やかに提案者あてに文書にて通知する。なお、電話等による問合せには応じない。

イ 審査結果は、本市ホームページで公表する。なお、審査結果において契約候補者については提案者名と点数を明らかにし、その他の提案者については匿名で点数を

公表する。

ウ 審査結果に対する異議申立ては、受け付けない。

## 9 プロポーザル参加に関する留意事項

### (1) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合
- ウ 経費見積書において見積額が予定価格を超えている場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ この実施要領、関係法令及び担当者が指示した事項に違反する場合

### (2) 著作権、特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。

### (3) 費用負担

本プロポーザルの参加に要する費用等は、提案者の負担とする。

### (4) 共同体との契約

共同体が契約候補者として選定された場合は、本市と共同体の代表構成員が契約を締結する。そのため、契約時に代表構成員の権限や構成員の責任等を明記する共同体協定書及び各構成員が代表構成員に委任する権限を明記する委任状を提出すること。

## 10 事務局

〒500-8009

岐阜市湊町1-2 岐阜市鵜飼観覧船事務所

担当：高井、鈴木

電話：058-262-0104（直通）

メールアドレス：ukai-j@city.gifu.gifu.jp

別紙 評価項目一覧表

評価項目	評価視点	配点	
業務実績	本業務を実施するに当たり、関係する分野における設計施工又は設計若しくは施工の十分な実績を有しているか（実績件数、受賞歴及び物件の内容）。	30点	
企画 提案	総合デザイン	ぎふ長良川の鵜飼のフラッグシップとしてふさわしいデザイン及び設備を備えているか。	15点
	「乗る」	乗船から下船までの乗船体験を極上のものとするための工夫が盛り込まれているか。	10点
	「食べる」	食事や歓談を快適に楽しむための工夫が盛り込まれているか。	10点
	「見る」	乗船する全ての者が鵜飼漁の魅力を余すことなく体感するための工夫が盛り込まれているか。	10点
	「おもてなし」	乗船客にきめ細やかなサービスを行うための工夫が盛り込まれているか。	10点
	多様な活用方への対応	オフシーズンや日中の使用も想定した工夫が盛り込まれているか。	10点
実施体制	経験豊富な業務主任者を配置する、業務の進行に十分な人員を配置するなど、業務完了が可能な実施体制及びスケジュールであるか。	15点	
価格点	基準額（予定価格）に対し妥当であるか。	10点	
合 計		120点	